

# 1

## 二川宿景観形成地区の概要

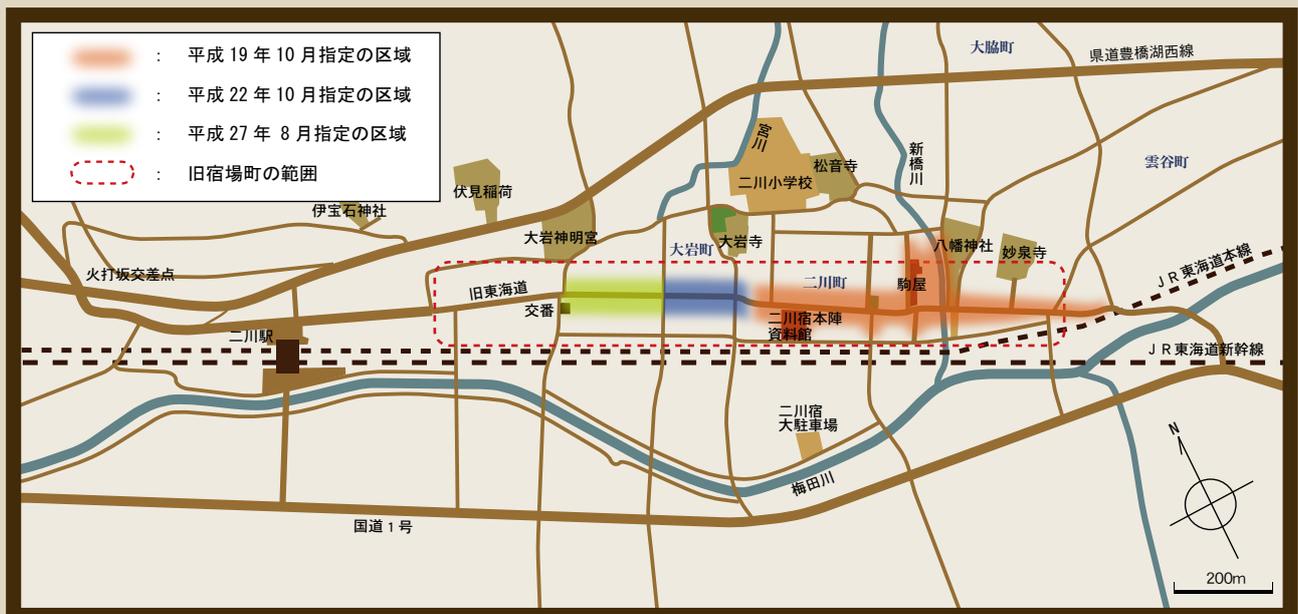
### (1) 景観形成地区とは

「景観形成地区」とは、住民主体のまち並み景観形成を積極的に支援し景観形成を重点的に図る区域で、「豊橋市まちづくり景観条例」に基づき指定するものです。

民地内の建築物や門扉などは個人のものであっても、その集合体である「まち並み」は皆のものです。ひとりひとりが周辺との関係に配慮し、調和のとれた美しいまち並みをつくることを目的としています。

### (2) 二川宿景観形成地区の区域

二川宿景観形成地区は、旧東海道二川宿の歴史的なまち並みを活かした景観形成を図る区域として、下記の範囲を指定しています。



## ◆二川宿景観形成地区の区域

下記に掲げる公共空間とこれらに接する敷地及び空地

### 平成19年10月指定の区域

- ①市道大岩町・二川町59号線〔旧東海道〕  
(大岩町・二川町境～JR東海道本線北交差点) ……延長：760m
- ②市道二川町87号線(瀬古道の区間)及びその延長線の認定外道路 ……延長：152m
- ③市道二川町34号線(全区間) ……延長：66m
- ④市道二川町・細谷町2号線(旧東海道～JR東海道本線北交差点) ……延長：65m
- ⑤市道大脇町・二川町22号線(旧東海道～北裏橋東交差点) ……延長：165m
- ⑥二川宿本陣資料館(豊橋市指定史跡「二川宿本陣」、  
豊橋市指定有形文化財旧旅籠屋「清明屋」)敷地 ……面積：4,580㎡
- ⑦豊橋市指定有形文化財旧商家「駒屋」敷地 ……面積：1,815㎡
- ⑧準用・普通河川「新橋川」(北裏橋～新橋) ……延長：165m

### 平成22年10月指定の区域

- ⑨市道大岩町・二川町59号線〔旧東海道〕  
(大岩町204号線交差点西端～大岩町・二川町境) ……延長：167m

### 平成27年8月指定の区域

- ⑩市道大岩町・二川町59号線〔旧東海道〕(起点～大岩町204号線交差点西端) ……延長：211m

